

平成30年7月豪雨災害に係る災害復旧工事等における 現場代理人の常駐義務緩和措置について

本市においては、平成30年7月豪雨による未曾有の災害からの早期復旧を図ることが喫緊の課題となっており、市民の安全・安心の確保のため、「平成30年7月豪雨災害」に係る災害復旧工事又は災害関連工事（以下「災害復旧工事等」という。）を確実にかつ迅速に実施する必要があります。

これに係る措置として、平成30年9月25日から当面の間、現場代理人の常駐義務を緩和し、以下の要件を全て満たす場合に限り、5件まで（うち、災害復旧工事等に該当しない工事は3件まで）の工事の兼任を認めます。

緩和措置の要件

- 兼任する工事のいずれかが災害復旧工事等であること
 - 兼任する工事件数が、現場代理人1人に対して5件以内であり、このうち災害復旧工事等に該当しない工事が3件以内であること
 - 兼任する工事の各現場間が最短で60分以内に移動できる距離（一つの工事に現場が複数ある場合も同様）にあるか、全ての現場が市内にあること
 - 発注者（監督員）と常に携帯電話等で連絡が取れ、発注者（監督員）が求めた場合には、速やかに工事現場へ向かう等必要な対応ができること
- ※設計金額による要件はありません。

注意事項

- 特例措置に基づく兼任は、兼任する全ての工事が本特例措置の要件を満たすことを確認でき、かつ兼任する全ての工事の発注機関が特例措置に基づく兼任を行うことについて承諾した場合に限り認めます。
- 特例措置を適用し、主任技術者又は現場代理人の兼任を行った後、災害復旧工事等の完了により特例措置の要件を満たさなくなった場合においては、特例措置の要件を満たさなくなった時点で兼任していた工事が完了するまでの期間に限り、引き続き兼任することを認めます。
- 複数の工事において主任技術者と現場代理人を兼任する場合は、現場代理人の設置に係る取扱いの緩和を受けた工事に限り主任技術者の兼任を認めます。なお、主任技術者の専任を要する工事を含む場合は、別途、主任技術者の専任要件の緩和が認められる必要があります。

【兼任が認められるケース】

工事	1	2	3	4
現場代理人	兼任			
主任技術者	兼任			

【兼任が認められないケース】

工事	1	2	3	4
現場代理人	×	兼任		
主任技術者	×	兼任		

平成 30 年 7 月豪雨災害に係る災害復旧工事等における現場代理人の常駐義務緩和措置について

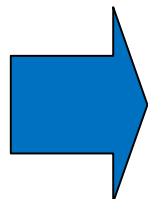
受注者から現場代理人の兼任の申出があったとき、兼任を希望する全ての工事が以下の要件に該当する工事であり、工事現場における運営、取組み及び権限の行使に支障がないと認められる場合は、現場代理人の兼任を認めます。

なお、兼任する工事のいずれかが「平成30年7月豪雨災害」に係る災害復旧工事又は災害関連工事（以下「災害復旧工事等」という。）である場合においては、現場代理人1人に対して工事件数5件まで（うち、災害復旧工事等に該当しない工事は3件まで）兼任を認めます。

ただし、いずれにおいても、市以外の工事と兼任する場合は、**市以外の工事の発注者も現場代理人の兼任を認めている**必要があります。

【要件】

対象	現行
全ての工事の当初設計金額が3,500万円（建築一式工事にあつては7,000万円）未満の工事の場合	(ア) 兼任するそれぞれの工事の当初設計金額が3,500万円（建築一式工事にあつては7,000万円）未満であること（変更契約を行い、請負金額が3,500万円（建築一式工事にあつては7,000万円）以上となった工事については、当該変更契約日以降は、この要件では兼任を認めません。）
	(イ) 兼任する工事件数が、現場代理人1人に対して <u>3件以内</u> であること（ただし、市工事以外の工事と兼任する場合は <u>2件まで</u> ）
	(ウ) 兼任する工事の各現場間が最短で <u>30分以内</u> に移動できる距離（一つの工事に現場が複数ある場合も同様）にあるか、全ての現場が同一の旧市町内にあること
建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定により主任技術者の兼任が認められた工事の場合	(イ) 発注者（監督員）と常に携帯電話等で連絡が取れ、発注者（監督員）が求めた場合には、速やかに工事現場へ向かう等必要な対応ができること
	(カ) 1つ以上の工事の当初又は変更後の設計金額が3,500万円（建築一式工事にあつては7,000万円）以上であること
	(キ) 兼任する工事件数が、現場代理人1人に対して2件までであること
	(ク) 兼任する工事の現場間が10km以内であること



対象	緩和措置 （災害復旧工事等を含む場合に限る）
兼任する工事のいずれかが災害復旧工事等である場合 ※ <u>設計金額要件なし</u>	(ア) 兼任する工事の <u>いずれかが災害復旧工事等であること</u> （ <u>兼任する災害復旧工事等が市発注工事以外の場合も含む。</u> ）
	(イ) 兼任する工事件数が、現場代理人1人に対して <u>5件以内</u> であり、このうち <u>災害復旧工事等に該当しない工事が3件以内であること</u> 。（なお、市工事以外の工事と兼任する場合も <u>同様</u> ）
	(ウ) 兼任する工事の各現場間が最短で <u>60分以内</u> に移動できる距離（一つの工事に現場が複数ある場合も同様）にあるか、全ての現場が <u>市内</u> にあること
	(イ) 発注者（監督員）と常に携帯電話等で連絡が取れ、発注者（監督員）が求めた場合には、速やかに工事現場へ向かう等必要な対応ができること

